

ヤングケアラー支援について

令和5年5月

仙台市子ども若者局子ども家庭部総務課

ヤングケアラーとは

- 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを「ヤングケアラー」といいます。
- 近年、社会的な関心が高まってきた課題のひとつであり、法令上の定義はありません。

ヤングケアラーとなりうるケース



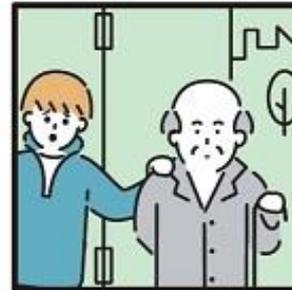
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

- 子どもが家事や家族のケアをしていること自体が問題だということではなく、その頻度や時間の程度によって、例えば学校に通えなかったり、やりたいことができなくなったりするなど、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子どもの育ちや教育に影響が生じているような場合には、適切な支援が必要。

仙台市の状況：実態調査の実施

- 令和3年度に、市立学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象としたアンケート調査を実施。
- 調査概要

【期間】 令和3年12月上旬～令和4年1月12日

【目的】 本市におけるヤングケアラーの存在の傾向を把握するとともに、ケアの状況や困りごと、支援ニーズ等を把握する

【対象】 市立学校に通う、小学5年生、中学2年生（中等教育学校2年生を含む）、高校2年生（中等教育学校5年生を含む）の児童生徒 約17,900人

【方法】 各学校を通じて児童生徒に調査票を配布し、返信用封筒による紙回答かウェブ回答による

【回収率】 全体で36.8%（有効回答数6,562人）

本市実態調査の結果①

- 小学5年生、中学2年生、高校2年生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学5年生で4.4%、中学2年生で2.2%、高校2年生で1.2%。

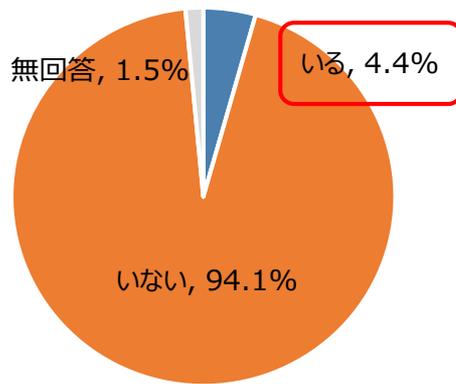
仙台市の調査結果

区分	いる	いない	無回答
小学5年生	4.4% (152人)	94.1%	1.5%
中学2年生	2.2% (64人)	96.6%	1.2%
高校2年生	1.2% (2人)	98.8%	0.0%

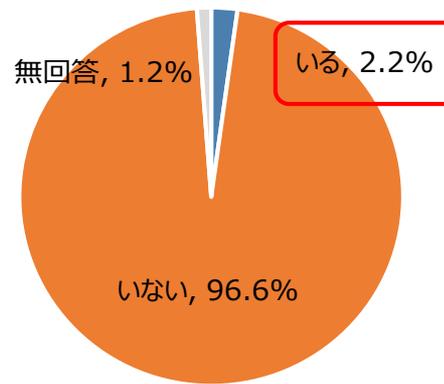
(参考) R2国の調査結果

	いる
中学2年生	5.7%
高校2年生 (全日制)	4.1%

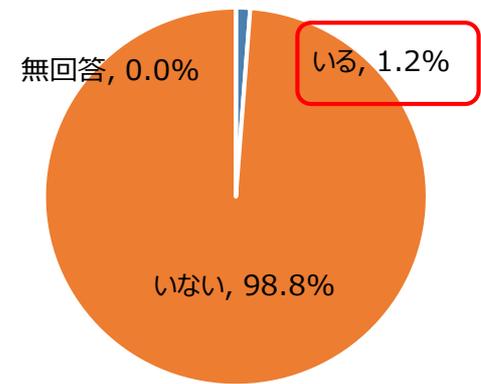
小学5年生 (N=3,435)



中学2年生 (N=2,954)



高校2年生 (N=173)

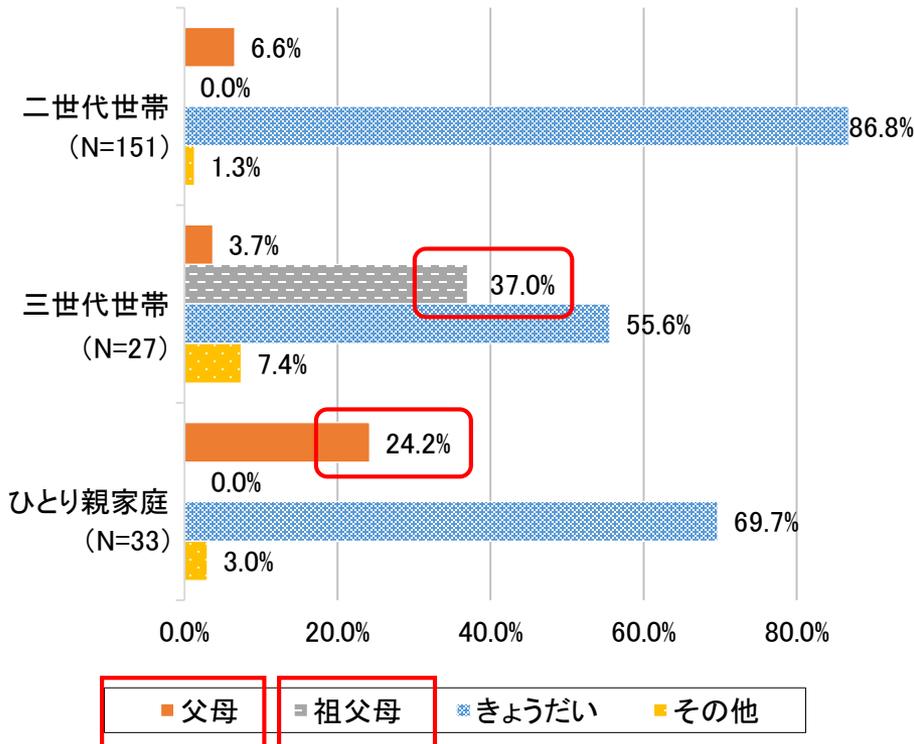


本市実態調査の結果②

誰の世話をしているか。

- ひとり親家庭では「父母」の世話をしている割合が、三世帯世帯では「祖父母」の世話をしている割合が、他の家族構成と比較して高くなっている。

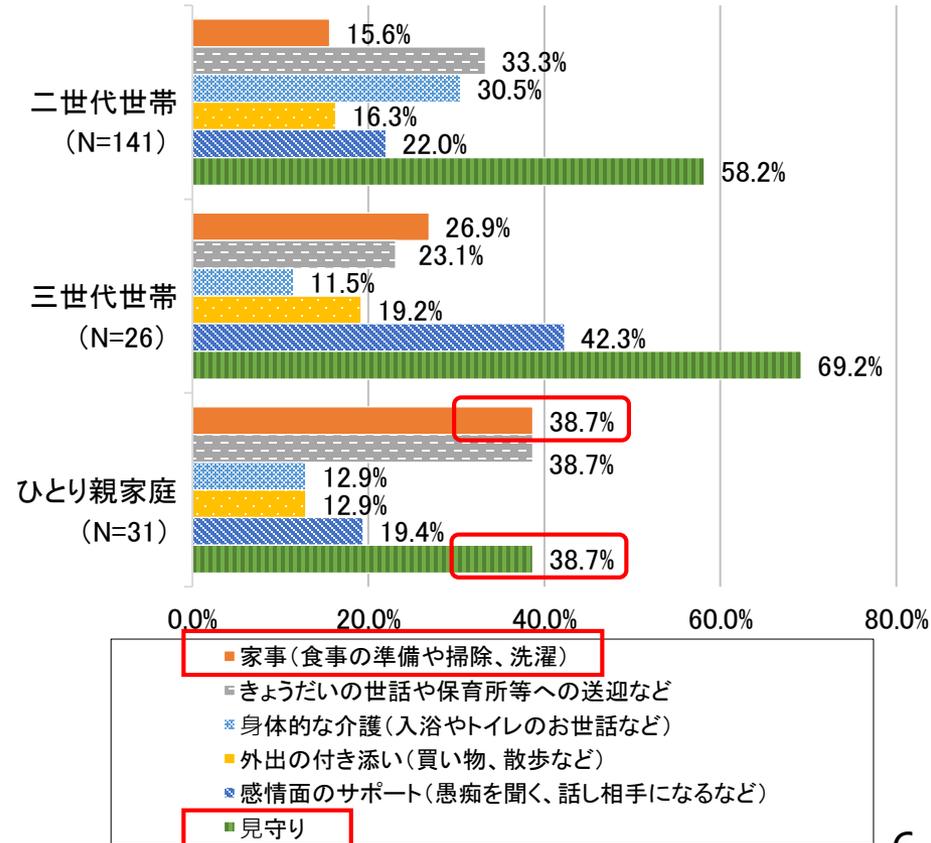
「家族構成」×「世話を必要としている家族」



どんな世話をしているか。

- ひとり親家庭における世話の内容については、他の家族構成で高くなっている「見守り」が低い一方で、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」の割合が高くなっている。

「家族構成」×「世話の内容」



本市実態調査の結果③

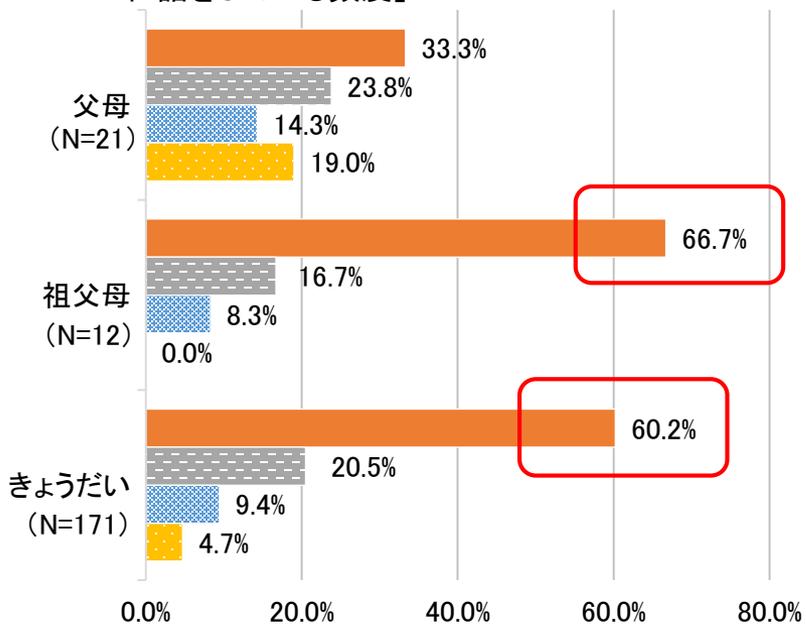
● 頻度はどのくらいか。

- 世話をしている頻度については、対象が祖父母、きょうだいの場合、父母の場合と比べて「ほぼ毎日」の割合が高くなっている。

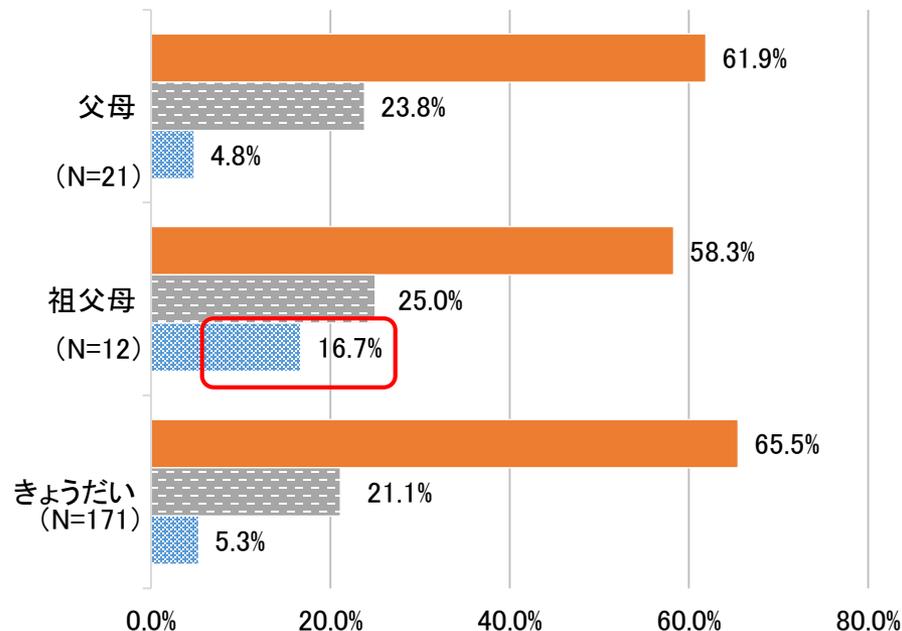
● 時間はどのくらいか。

- 平日 1 日あたりの世화에費やす時間については、対象が祖父母の場合、父母やきょうだいの場合と比べて、「7 時間以上」の割合が高くなっている。

「世話を必要としている家族」
×「世話をしている頻度」



「世話を必要としている家族」
×「平日 1 日あたりの世화에費やす時間」



■ ほぼ毎日 ■ 週に3~5日 ■ 週に1~2日 ■ 1か月に数日

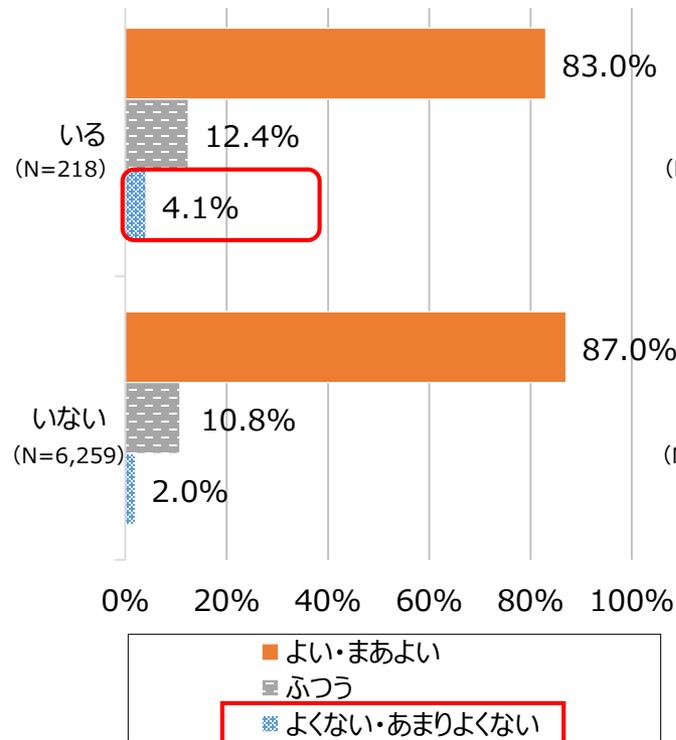
■ 3時間未満 ■ 3~7時間未満 ■ 7時間以上

本市実態調査の結果④

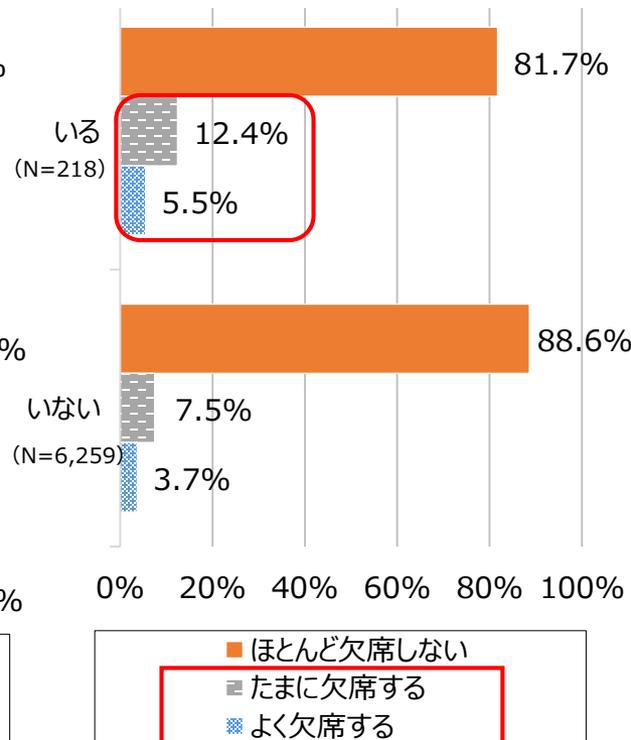
● 家族の世話をしていることによる影響

- 世話をしている家族がいる場合、健康状態が「よくない・あまりよくない」、出席状況が「たまに欠席する」、「よく欠席する」、遅刻や早退が「たまにする」、「よくする」と回答した児童生徒の割合が、世話をしている家族がいない場合に比べて高くなっている。

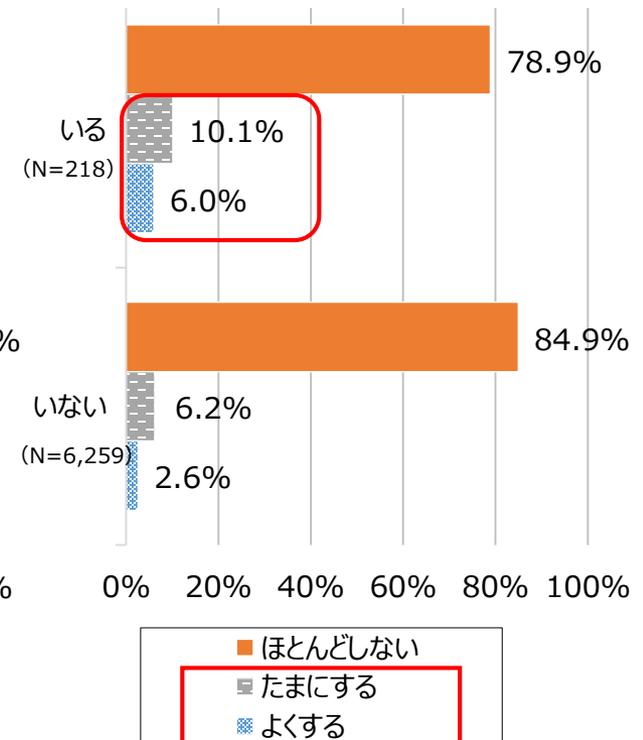
「世話をしている家族の有無」
×「健康状態」



「世話をしている家族の有無」
×「出席状況」



「世話をしている家族の有無」
×「遅刻や早退の状況」

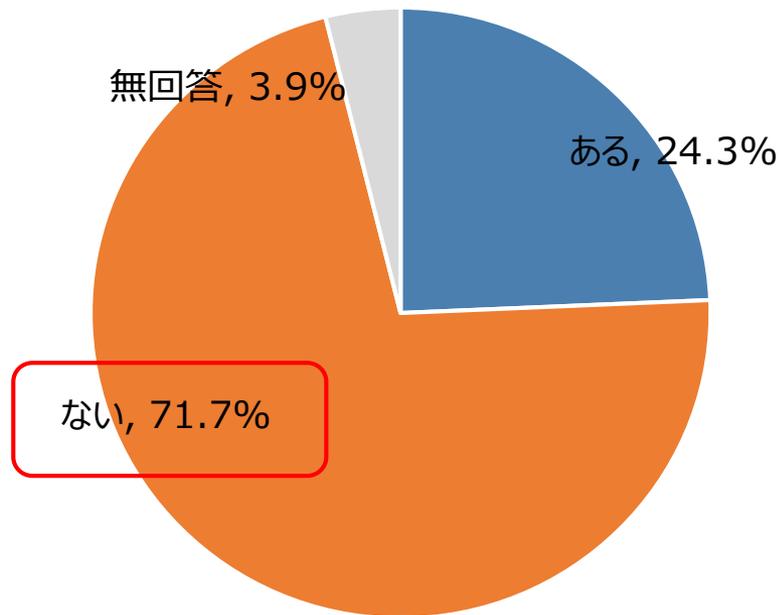


本市実態調査の結果⑤

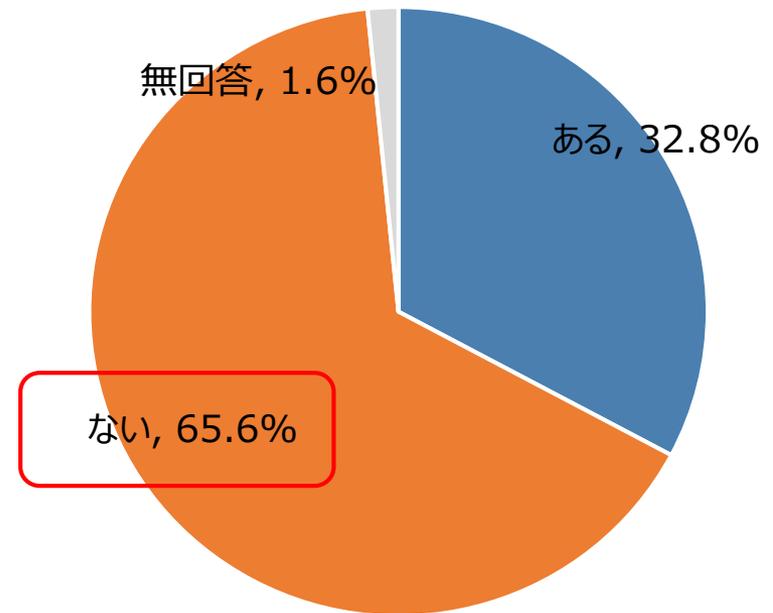
・世話についての相談の有無

- 世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に、相談した経験の有無を質問。
- 小学5年生、中学2年生で、「ある」が2～3割、「ない」が6～7割となっている。

【小学5年生 (N=152)】



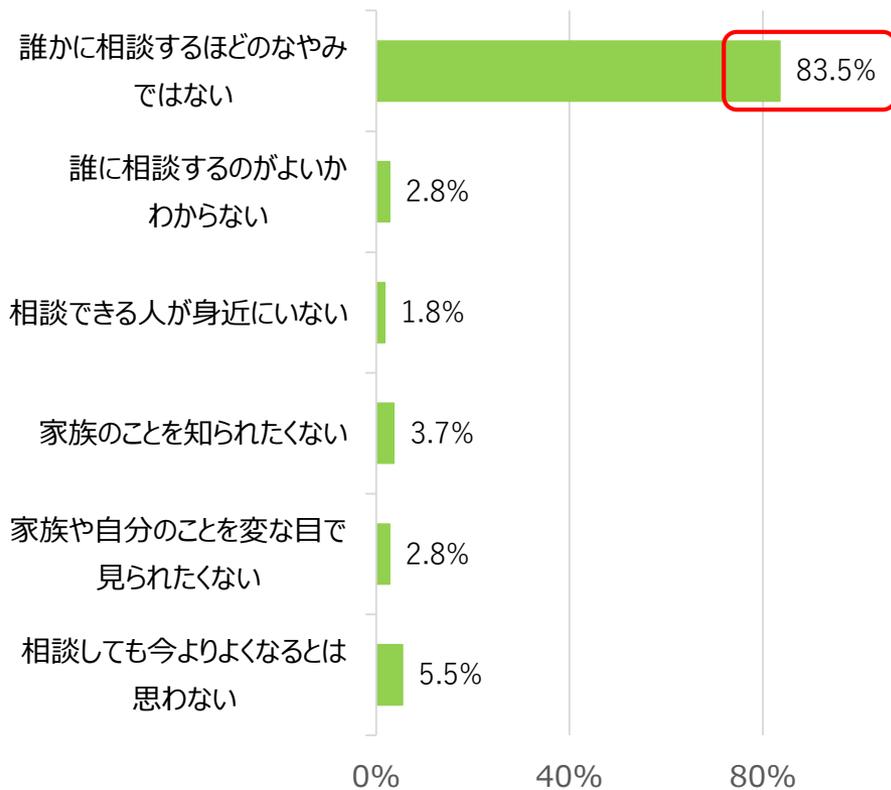
【中学2年生 (N=64)】



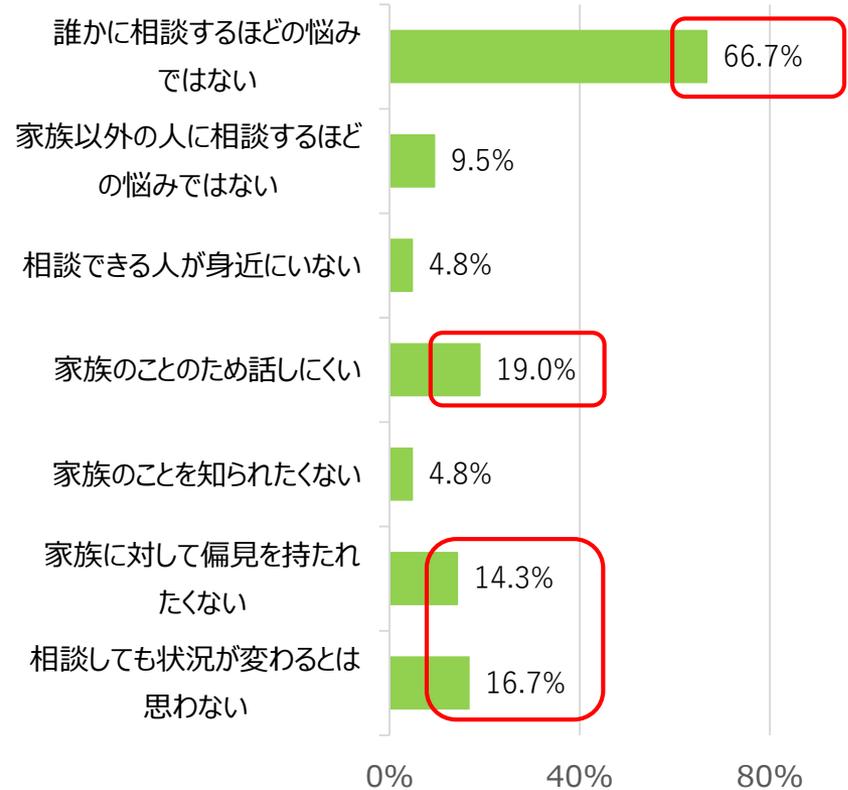
本市実態調査の結果⑥

・世話について相談しない理由

- 世話について相談した経験が「ない」と回答した児童生徒に、その理由を質問（複数回答）。
- 小学5年生、中学2年生とも「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高くなっている。
- 中学2年生では、「家族のここのため話しにくい」、「相談しても状況が変わるとは思わない」、「家族に対して偏見を持たれたくない」などの割合が高くなっている。



【小学5年生(N=152)】



【中学2年生(N=64)】

本市実態調査の結果：ポイント

- 世話をしている対象は、家族構成にかかわらず「きょうだい」の割合が最も高いが、ひとり親家庭では「父母」の割合が、三世帯世帯では「祖父母」の割合が、他と比べて高い。
- ひとり親家庭の場合、家事や家族の世話に関する子どもの役割が大きくなる傾向がある。
- 世話の頻度は、「ほぼ毎日」の割合が最も高い。世話にかかる時間は、世話の対象が誰であるかにかかわらず「3時間未満」の割合が最も高いが、世話の対象が祖父母の場合には、「7時間以上」の割合が他と比べて高い。
- 家族の世話をしている場合には、していない場合と比べて、健康状態や学校生活など、日常生活に影響が現れている割合が高い。
- 家族の世話をしている児童生徒の多くは、そのことを誰にも相談していない。
- 相談しない理由については、真にその必要がないというだけでなく、子ども自身に自覚がなかったり、家庭内のことを話したくなかったりするなど、自分でSOSを発信することが難しいことも要因であると考えられる。

皆さまへのお願い

- ① ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族にその自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい傾向があるため、周囲の「気付き」がとても重要です。日々の活動の中で、子どもがいる家庭と接する際には、「もしかしたら支援が必要なヤングケアラーかもしれない」という意識を持っていただくようお願いいたします。
- ② 支援が必要なヤングケアラーと思われる子どもを発見・把握した際には、次のページの相談窓口までご相談くださいますようお願いいたします。
- ③ 子どもの中には、家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあることから、支援を行う際や、状況を把握する際には、子どもの気持ちに寄り添った対応をお願いいたします。

相談窓口①

- 支援が必要と思われる子どもを把握した場合の相談窓口

○こども若者相談支援センター

ヤングケアラー相談窓口（24時間、365日対応）	TEL 0120-783-017
メール相談	kodomo@city.sendai.jp

○各区役所・宮城総合支所 子供家庭総合相談窓口

青葉区 家庭健康課（こども家庭係）	TEL 022-225-7211
青葉区宮城総合支所 保健福祉課（こども家庭係）	TEL 022-392-2111
宮城野区 家庭健康課（こども家庭係）	TEL 022-291-2111
若林区 家庭健康課（こども家庭係）	TEL 022-282-1111
太白区 家庭健康課（こども家庭係）	TEL 022-247-1111
泉区 家庭健康課（こども家庭係）	TEL 022-372-3111

○ 児童相談所

相談専用電話	TEL 022-718-2580
全国共通ダイヤル	TEL 189

相談窓口②

- 高齢の方や障害のある方の介護等に関する相談窓口

○各区役所・各総合支所

青葉区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-225-7211
青葉区宮城総合支所 障害高齢課	TEL 022-392-2111
宮城野区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-291-2111
若林区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-282-1111
太白区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-247-1111
太白区秋保総合支所 保健福祉課	TEL 022-399-2111
泉区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-372-3111

ご清聴ありがとうございました。

支援が必要な子ども・若者の把握と
支援へのつなぎにご協力をお願いします。